

区分 届け出られた排出量以外の集計方法の移動体の
(平成一五・一・一五経・環告一)

経済産業大臣 名
環境大臣 名

計の第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集
計の方法等を定める省令第六条第二号の移動体の
区分は、次の各号に掲げるものとす。

- 一 自動車（次号及び第三号に掲げるものを除く。）
- 二 二輪車（二輪自動車及び原動機付自転車をいう。）
- 三 特殊自動車
- 四 鉄道車両
- 五 船舶
- 六 航空機